

報 告 事 項

令和 8 年度 帯広圏都市計画地区計画原案の縦覧結果について

都市計画を変更するため、都市計画法第 16 条第 2 項及び芽室町地区計画等の案の作成手続きに関する条例に基づき告示し、都市計画の原案を公衆の縦覧に供した結果について次のとおり報告する。

なお、当該都市計画原案について、縦覧期間満了の日の翌日から 1 週間を経過する日までに芽室町に意見書を提出することができる。

(1) 原案の縦覧について

都市計画の原案の縦覧場所 芽室町都市経営課都市経営係

縦覧期間 自 令和 8 年 7 月 31 日から
至 令和 8 年 8 月 13 日まで

縦 覧 者 な し

意見書の提出 な し

(2) 地権者説明会について

令和 8 年 8 月 7 日（書面開催）

意見書の提出期間 自 令和 8 年 8 月 14 日から
至 令和 8 年 8 月 20 日まで

意見書の提出 な し